

「清里町景観計画」が 10月1日から施行されます

～みんなでつくる美しい清里町の景観
(景観計画の概要 その2)～



清里町の美しい景観を守り育てるために策定した、景観法に基づく清里町景観計画と清里町景観条例が今年10月1日から完全施行されます。景観計画等の概要について3回に分けてお知らせいたしますが、今月号では、届出の対象となる行為と景観形成基準等についてお知らせします。

「行為の届出制度」を開始します

今年の10月1日から、「行為の届出制度」の運用を開始します。これは、清里町の景観を損なうおそれのある建築・開発行為について、景観法による事前の届出を求めたうえで、景観に配慮したものとなるよう誘導するものです。一定規模を超える建築物・工作物の建築や色の塗り替え、開発行為などを行う場合は、行為に着手する30日以上前に町への届出が必要となります。(平成20年11月1日以降に着手される行為が届出の対象となります。)

届け出の対象となる行為	
行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転	高さ10m又は延べ面積1,000㎡(増築・改築はその部分)を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転	高さ13m(増築、改築はその部分)を超えるもの
建築物・工作物の外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模のもので、一壁面の外観の50%を超えるもの
開発行為 土地の形質の変更	面積が3,000㎡以上又はそれ以下でも町長が必要と認めるもの
屋外における土石・廃棄物・再生資源等の物件の堆積	面積が1,000㎡以上で期間が30日以上のももの

景観形成基準(基本的な事項)	
高さ	原則20m以下
眺望	主要な展望地点からの展望を著しく阻害しない
形状・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は周囲と調和する形状とする ・周囲と調和する色彩を使用する ・建築物と一体となって工作物を建設する場合は、建築物本体と調和するデザインとする
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として既存樹木を保全すること ・樹種等も考慮しながら緑化を図る

上記は建築物、工作物の基準を要約したものであり、具体的な基準の内容及び開発行為等については計画書をご参照ください。

届出行為が景観計画に適合しないとき

届出行為が景観計画に適合しないときは、設計変更など必要な措置をとるよう勧告が行われます。また、基準に適合させるために必要な範囲内で設計変更などを命じます。

設計変更など必要な措置をとるよう勧告・命令したにもかかわらず、それに従わなかった場合には、景観計画に定められた建築物・工作物の形状・意匠・色彩などの制限に適合させるために必要な範囲で、原状回復かそれに代わる措置が命じられます。

広報きよさと8月号では、これから清里町が計画している景観保全・形成の推進方策等についてお知らせします。なお、「清里町景観計画」の全文は町ホームページ及び役場総務課企画財政グループで見ることができます。

(ホームページ <http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp>)